

海上移動業務に使用する電波の使用区別を定める件（昭和 59 年郵政省告示第 964 号）の一部を改正する告示案等に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	案に対する意見及びその理由 【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	社会構造、教育、移民政策等に関するご提案（要約） 【個人①】	本件は、海上移動業務に使用する電波の使用区別を定める等、関係告示の改正を行おうとするものです。	無
2	軍事衛星等に関するご提案（要約） 【個人①】	本件は、海上移動業務に使用する電波の使用区別を定める等、関係告示の改正を行おうとするものです。	無
3	該当箇所 海上移動業務の無線局に使用する電波の使用区分を定める件（昭和 59 年郵政省告示第 964 号）の一部を改正する告示案（別添 1：新旧対照表） 意見 海上移動業務の無線局の使用する電波の使用区分の拡大が図られるものと考えられますので、同案に賛成致します。 【一般社団法人 全国漁業無線協会】	本告示案等への賛同意見として承ります。	無

4	<p>改正の背景等からすると必要な改正であると思われたので、特に反対しない。</p> <p>しかし、報道発表資料の「2 改正の概要」の  &gt;(3)電波法第71条第2項に基づく工事設計の変更の許可を不要とする</p> <p>については、変更の許可を不要としても、届出は行わせるべきであると考え。その定めがどこでもなされていないのであれば、届出についての規程を作成し、届出を行わせるようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人②】</p>	<p>本告示案等への賛同意見として承ります。</p> <p>工事設計の変更については、許可は不要となりますが、届出は必要となります。</p>	無
---	--	--	---

○意見提出数：3件

※意見提出数は、意見提出者数としています。